

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天 4月号

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0040 飯塚市吉原町 6-12

飯塚商工会議所ビル 603

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

「外国人技能実習制度」適正化に関する

法案のポイント

◆技能実習生の人権侵害防止のため監督機関を新設

政府は、外国人を日本国内に受け入れて働きながら技術を学んでもらう「外国人技能実習制度」を拡充する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（新法）を閣議決定し、国会に提出しました。

技能実習生の受入れ期間が現行の最長3年から5年に延長となり、また、外国人を低賃金や長時間労働で酷使するなどの不正を防ぐため、受け入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」を新設することになりました。

◆不正行為があった際には罰則も！

新設される監督機関「外国人技能実習機構」は、立入り調査や不正行為のチェックを行う機関とされています。

実習生に対する外部との連絡禁止や帰国の強要、パスポートの取上げなどが問題化していることから、私生活の制限の禁止や罰則規定を設けることで実習生の保護を図るとのことです。

その他にも、実習生の相談に応じたり、実習先の変更の支援などを行ったりするとされています。

◆介護分野での受け入れに課題？

この法案と同時に、在留資格に「介護」を新設する入管難民法改正案も閣議決定しました。

介護職の人材不足が深刻化する中、介護分野での外国人労働者受け入れを促すため、日本の養成施設で介護福祉士の資格を取得した外国人の長期就労が可能になります。

現在、外国人技能実習制度では製造業や建設業、農業など69職種の受け入れが認められていますが、介護は対人サービスが対象となる初めての職種となります。そのため、言語や文化の異なる外国人の介護福祉士が受け入れられ定着するかが課題となりそうです。

介護の他にも、林業、自動車整備、惣菜製造、店舗運営管理などが追加の職種として検討されるそうです。

この法案が成立して施行され、実習生の待遇が改善されることによって、多くの外国人が日本で学んだノウハウを自国でも活かしてもらいたいものです。

中小企業の経営トップが考える 2015 年の経営施策

◆経営活動に影響を与えそうな要因

産業能率大学が行った「2015 年 中小企業の経営施策」という調査（従業員数 6 人以上 300 人以下の企業経営者 635 人が調査対象）によると、中小企業の経営トップは、今年の経営活動に影響を与えそうな要因として、次のことを想定しています。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| (1) 人材の不足 (46.5%)【前年比 14.5 ポイント増】 | (2) 国の政策の変化 (44.1%) |
| (3) 消費税率の引上げ (43.6%) | (4) 原材料コストの増大 (29.3%) |
| (5) 業界構造の変化 (28.2%) | |

第 1 位となった「人材の不足」は、2010 年の調査開始以来、過去最高となったそうです。

また、2014 年の人員確保について「例年より難しかった」との回答が半数を超え、今年取り組みたい施策について尋ねた結果も、「従業員の新規採用」が前年比 3.8 ポイント増となっていますので、人材不足はまだまだ続きそうです。

◆強化している採用施策

今年の新卒採用については、4 社に 1 社が実施を検討しており、年々増加傾向にはあるようですが、実際に人材が確保できたのは約半数にとどまるとの結果が出ています。

こうした環境下、中小企業が強化している採用施策は次のようになっており、即戦力確保の意向が目立ちます。

- (1) 中途採用 (33.4%)
- (2) 大卒採用 (21.4%)
- (3) 高卒採用 (15.1%)
- (4) 女性採用 (13.4%)

◆2015 年に取り組みたいこと

経営者として今年取り組みたいことについて尋ねた結果から、昨年と比較して増加傾向にある項目を抜き出すと次のようになっています。

- ・新規事業への進出
- ・従業員の教育・育成
- ・従業員の新規採用
- ・従業員満足度の向上
- ・女性の活躍推進

人事・労務面での課題に取り組みたい意向が表れているようです。労働環境や法制度の変更が今後も予定されていますので、こまめに情報を収集しながらそれぞれの課題に取り組んでいきたいものです。

「マイナンバー制度」対応で必要となる準備事項とは？



◆来年 1 月から番号利用がスタート

今年 10 月からマイナンバー(個人番号)の市区町村から全国民への通知が開始され、来年 1 月からはマイナンバーの利用が始まります。

制度がスタートすると、企業は給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払い等においてマイナンバーの取扱いが必要となりますが、日本経団連では、3 月 9 日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。

◆必要となる準備事項の内容は？

上記文書では、制度開始に向けて企業は次の事項を行わなければならないとされています。

1. 対象業務の洗い出し

- (1)マイナンバーの記載が必要な類の確認
 - ・給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
 - ・健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

施行直前！「改正パートタイム労働法」への準備は万全ですか？

◆いよいよ4月から施行

今年4月から、改正パートタイム労働法が施行されます。短時間労働者（パートタイム労働者）を雇用されている事業主の方、準備は万全でしょうか。

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の対象であるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

そして、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても上記の条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」となります。

◆適用される法律

パートタイム労働者は、「労働条件の明示」「就業規則の作成」「解雇予告」「母性保護等」「退職時等の証明」「健康診断」「割増賃金の支払い」「最低賃金」「年次有給休暇」等について、パートタイム労働法だけでなく、通常の労働者と同様に、労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法・最低賃金法が適用されます。

◆改正パートタイム労働法の概要

改正の概要は以下の通りとなっています。チェックリストなどを作成し、漏れのない対応ができるよう注意しましょう。

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

「職務内容が正社員と同一」、「人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一」に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広くすべての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

(3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

(4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

(2) マイナンバー収集対象者の洗い出し

- ・従業員等(従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む)
- とその扶養家族
- ・報酬(講師謝礼、出演料等)の支払先
- ・不動産使用料の支払先
- ・配当等の支払先

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元(实在)確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
- (5) 物理的安全管理措置の検討(区域管理、漏えい防止等)
- (6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

- (1) 収集までのスケジュールの提示(収集開始時期等の確定)
- (2) 教育・研修
- (3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修(自社にてシステム構築を行っている場合)

- (1) 人事給与システム
- (2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

- (1) 委託先の選定
- (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結
(取扱い状況を把握する方法を含む)

4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 [市区町村]

30日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]


外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]



これも 遺伝??

3月18日は長女の小学校卒業式でした。

この日は朝から雨。肌寒く、春物のスーツでは風邪をひきそうでした。私は昔から雨女です。私が楽しみにしている予定、張り切っている行事ほど雨が降ります。

もちろん人生最大のイベント 結婚式も雨でした 

そしてどうやら長女も雨女のようにです。

遠足も雨、家族旅行も雨、面白いのは長女が玄関を出るとそれまで小雨だったのが急に叩き付けるような激しい雨に変わった。家に入ると雨がやんだり…。

こんなこと似なくても良いのにねと二人が苦笑しています。

小学校6年間は長いようで、あ、という間でした。

女の子なのに傷だらけの膝小僧を見ると色んなことを思い出します。

中学校の入学式は晴れてくれると良いのですが、毎日制服を眺め入学式を心待ちにしている長女を見ていると、また雨が心配です 